

## もの忘れ予防検診のご案内

□**検診期間** 7月3日(月)～令和6年1月31日(水)  
**対** 令和6年3月31日時点で70歳～81歳の方で、令和5年5月1日現在、在住の方

□**ご案内の送付時期**

誕生月	送付時期
4～9月	6月下旬
10～3月	7月下旬

同封の検診案内で、もの忘れ予防検診の対象か確認できます。認知症の予防・早期発見にお役立てください。対象年齢の方で、5月2日以降に転入された方は、ご連絡ください。

▶**高齢者支援課**  
 ☎042-420-2811  
 ✉f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

## 西東京市 社会福祉法人 連絡会主催 フードドライブにご協力を

ご家庭に保管されたままの食品を提供していただき、食材として有効活用する取組です。お持ちいただいた食品は、食の支援が必要な方にお配りします。

**時** 7月6日(木)～20日(木)平日午前8時30分～午後5時  
**場** ●田無庁舎2階総合案内横 ●エコプラザ西東京2階  
 ●防災・保谷保健福祉総合センター1階警備室前  
 ●そのほか市内の社会福祉法人事業所

※詳細は**問**のHPをご覧ください。

**問**西東京市社会福祉法人連絡会事務局 ☎042-497-5180

▶環境保全課 ☎042-438-4042



## 保険料の通知をお送りします 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料

### 国民健康保険料

令和5年度の国民健康保険料納入通知書を、7月上旬に世帯主の方へ送付します。物価高騰対策として、被保険者の生活状況を考慮し、国民健康保険料率は据え置きとします。

国民健康保険料は、皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

□**納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方**

7月から翌年の2月まで8回に分けて納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。

□**年金からの納付(特別徴収)の方**

**対** 次の全てに該当する方

- 世帯主が国保の加入者
- 国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

※該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※令和5年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□**特別徴収から口座振替への変更**

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

□**非自発的失業者の方は保険料の軽減手続を**

**対** 次の条件全てに該当する方

- 離職日時点で65歳未満の方
- ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由が次の番号の方  
11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細はお問い合わせください。

▶**保険年金課**

☎042-460-9822

### 介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和5年度介護保険料納入通知書を7月中旬に発送します。介護保険は高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みです。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。

令和5年度も、国の財政支援の強化により、第1段階から第3段階までの方の保険料をさらに引き下げます。

□**年金からの納付(特別徴収)の方や口座振替での納付の方**

明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。決定した保険料額を年金または口座から引き落とします。

□**納付書での納付(普通徴収)の方**

青色の封筒でお送りします。7月から翌年2月までの8回に分けて納付してください。納付書裏面に記載の金融機関およびコンビニでの納付のほか、ペイジー、スマホ決済アプリによる納付が可能です。

※口座振替依頼書を同封しています。

□**10月から特別徴収が始まる方**

青色の封筒でお送りします。年間保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

※口座振替依頼書は同封していません。

□**シルバーパスの所得確認書類に**

この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合があります

ので、大切に保管しておいてください。なお、納入通知書は再発行できませんのでご注意ください。

□**スマートフォンアプリで納付できます**

●対象アプリ

※納付方法はQRコードから  
 PayPay・LINE Pay・d払い・auPAY・J-Coin Pay・モバイルレジ・Fami Pay・市HP  
 楽天ペイ

▶**高齢者支援課**

☎042-420-2814



### 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します(令和4年1～12月の所得を基に算出)。

令和5年度は、均等割額が4万6,400円、所得割率が9.49%、保険料の賦課限度額が66万円となります。

□**前年度から引き続き特別徴収(年金からの納付)の方**

決定した保険料額から仮徴収額(4・

6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□**10月から特別徴収が始まる方**

保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

□**特別徴収ではない方**

7月から翌年2月までの8回に分け

た納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□**2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方**

令和4年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。納期限は、7月31日(月)の1回のみですので、令和5年度の保険料と併せて納付してください。

**問** 制度について…

●東京いきいきネット **HP**

●東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎0570-086-519

※PHS・IP電話からは

☎03-3222-4496

※平日午前9時～午後5時

▶**保険年金課** ☎042-460-9823

共通事項

●**口座振替をご希望の方**

口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続には時間が掛かりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。

●**保険料の控除**

納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。

## 「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に前年の収入金額および住民税の課税所得金額と、世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。被保険者証が有効期限内でも、一部負担金の割合が変わる方には、7月上旬に新しい被保険者証を簡易書留で郵送します。

□**負担割合の判定基準**

●**3割負担**

同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

●**2割負担**

以下の①②の両方に該当する場合

①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる

②「年金収入」+「そのほかの合計所得金額」の合計額が、被保険者が1人の場合は200万円以上(被保険者が2人以上の場合は320万円以上)である

●**1割負担**

同じ世帯の被保険者全員の住民税課

税所得がいずれも28万円未満の場合、または2割負担の条件①には該当するが②には該当しない場合  
 ※住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

□**「基準収入額適用申請書」提出のお願いと変更**

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、申請により2割負担となります。

※令和4年から法改正により、市で収入が確認できる方は、申請を省略する

ことができるようになりました。その場合、申請書はお送りしません。

※収入が確認できない方は、6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

※東京都後期高齢者医療広域連合では、東京いきいきネット **HP** で情報提供を行っています。

▶**保険年金課** ☎042-460-9823